

ナイトクルーズによる周遊性向上事業業務委託 質問と回答

令和8年5月11日

NO	項目名	質問	回答
1	仕様書2(1)②ア	水と光を活かした景観創出事業とは具体的にいつ何をするのか。	水と光を活かした景観創出事業として、現在、堂島大橋から天満橋の区間で整備している護岸ライトアップ施設のリニューアル整備及び OSAKA リバーファンタジーを実施します。 護岸ライトアップは上記区間において現在も実施していますが、令和8年度から9年度にかけて、中之島ゲートエリアから大阪城エリアに至る区間において、護岸照明、樹木のライトアップ、手摺照明等を整備し、整備が完了したエリアから順次点灯する予定にしています。 また、 OSAKA リバーファンタジーは、令和8年5月1日から令和9年2月頃まで、八軒家浜においてウォーターショーを実施する予定です。
2	仕様書2(1)②ウ	運賃収入はどのように扱えばよいか。	本事業にかかる経費の一部に充当してください。 様式3にもあるとおり、発注者から支払う委託料、運賃収入及び自主財源(ある場合)をもって、本事業の提案金額となります。
3	公募要項7(2)	価格点の算出基礎となる提案価格は様式3に記入する「うち、委託料」の金額のこたか。	そのとおりです。
4	仕様書2(1)③	コンテンツはどのようなものでもよいか。	水都大阪の魅力度向上やナイトクルーズの認知度向上、乗船客の満足度向上を図れるものであれば、仕様書に例示しているもの以外でも構いませんが、中之島周辺にはオフィスや住宅が多く集まっていることから、騒音など生活環境には配慮していただく必要があります。 また、関係する官公庁や施設管理者の指示にも従うようにしていただくとともに、仕様書2(3)にもあるとおり、必要な申請及び各管理者や特定非営利活動法人大阪水上安全協会などの関係機関との調整等、必要となる手続きは受注者において行っていただく必要があります。
5	仕様書6	ナイトクルーズの運航を舟運事業者に再委託する予定であるが、その舟運事業者が別のJVに参画して本事業に応募すると聞いた。この場合は、仕様書6に記載の再委託を承認しない場合に該当するか。	再委託を承認しない場合の「ウ 公募型プロポーザルにおける他の入札参加者に再委託すること。」に該当することから、貴社と契約を締結した場合、お示しの舟運事業者との再委託を承認することはできません。
6	仕様書6	「業務の主要な部分」や「契約金額の相当部分」の再委託が禁止されているが、その判断基準(主要な部分の定義・相当部分の割合の目安)を教えてください。	業務の主要な部分とは、委託業務の目的を達成するための主たる業務をいい、契約金額の相当部分とは、契約金額総額の50%を超える場合をいいます。 ただし、再委託は効率的な業務執行を図るため、やむを得ない場合に限り認めるものであり、契約金額の相当部分に限らず、その内容で判断します。
7	仕様書6	主たる業務は委託しない前提で、舟運事業者を含めた複数の事業者に再委託をする予定であるが、その場合の「契約金額の相当部分」の考え方を教えてください。	数社にまたがる場合であっても、契約金額の相当部分(契約金額総額の50%を超える額)の再委託は承認しません。
8	仕様書2(1)②イ	「できる限り同一の曜日・時間に運航すること」とあるが、日没時間等を加味し、季節ごとに時間を変更して問題ないか。	仕様書2(1)②イに定める運航頻度が確保できれば、日没時間を考慮して、例えば夏期は19時から、それ以外の時期は18時から運航開始などというように変更していただいて構いませんが、乗船客に混乱を招かないように事前に周知をお願いします。 なお、仕様書2(1)②オにあるとおり、運航プランは、企画提案をもとに、契約締結後、発注者と協議・調整の上、決定することとなります。
9	仕様書2(1)②ア	「大阪府が実施する水と光を活かした景観創出事業(https://www.pref.osaka.lg.jp/o070080/toshimiryoku/miryokusousyutu_ws/index.html)を鑑賞できる航路を設けること。」とありますが、全箇所を網羅する必要はないか。	全箇所を網羅いただく必要はありません。 なお、実施箇所の詳細はNo.1の回答のとおりです。
10	仕様書2(1)②ア	航路は、出発した船着場に戻ってこないもの(例:八軒家浜船着場を出発して大江橋船着場で降車)と設定できるか。	出発した船着場に戻ってこない航路でも構いません。
11	仕様書2(1)②ウ	令和8年8月から令和10年1月における運航について、航路ごとに設定し乗客より得た運賃は、受託事業者がすべて収受できるか(事業費に充当できるか)。	No.2の回答のとおりです。
12	仕様書2(1)②その他	令和8年8月から令和10年1月における運航について、船の名称(愛称)や商品名は受託者で決定できるのか。	船の名称(愛称)や商品名は受注者で考えていただいた後、発注者と協議のうえで最終的に決定します。
13	仕様書2(1)	定期航路事業申請は、準備もいれて最低三か月、新たな棧橋となるときさらに安全審査が必要になるが、最初は不定期航路で事業申請ではじめてよいのか。	令和8年8月からの運航開始を予定していますので、仕様書2(1)⑤にもあるとおり、契約締結後、速やかにナイトクルーズが運航されるように、舟運事業者が早期に一般旅客定期航路事業許可を取得できるよう支援してください。 なお、海上運送法に基づく一般旅客定期航路事業許可を受けるまでの間は、旅客不定期航路事業等の許可区分により、その許可の範囲内で仕様書に沿った運航となるようにしてください。
14	仕様書2(3)	河川の使用船着場は、公共船着場を利用した場合、夜間対策や水面調整も必要ですが、それについては使用可能か。	仕様書2(3)に記載のとおり、必要となる手続きや調整を受注者において行っていただいた上で、船着場を利用いただくこととなります。 この調整等が完了すれば、公共船着場も利用可能となります。
15	様式3	「応募金額提案書」に記載する「自主財源」とは「協賛セールスによる目標金額」という理解でよろしかったでしょうか。	自主財源にはお示しの協賛セールスにより確保するものを含みますが、様式3に記載する自主財源の額は合理的に見積もった実現可能性のある金額としてください。

NO	項目名	質問	回答
16	仕様書2(1)②その他	2年間で目標とする乗船のべ人数の想定はありますでしょうか。	本事業では、令和10年度以降も継続して舟運事業者が事業実施(自走化)できることを目標としていますが、目標とする乗船延べ人数の想定はありません。ただし、仕様書2(1)②に示す運航頻度や旅客定員等は令和10年度も維持していただく想定です。
17	仕様書6	再委託の承認について、ア「主要な部分を再委託」とありますが「主要な部分」とは何を指していますでしょうか。	No.6の回答のとおりです。
18	仕様書2(1)②ウ	運航の「ランニングコスト」については委託料の範囲内か、運賃収入でまかなうなど決め事があれば教えてください。	本事業に要する経費は、発注者から支払う委託料、運賃収入及び自主財源(ある場合)をもってまかなってください。運航経費等、それぞれの経費にどの財源を充てていただくかは受注者で決めていただいて構いません。
19	公募要項4(2)[添付書類]エ、(5)イ	「エ 財務諸表の写し」についてですが、正本1部、副本12部とあります。応募書類については正本副本をそれぞれファイリングするとなっていますが、添付書類(財務諸表)についてはこの記載がありません。添付書類の中では財務諸表のみ、副本が必要であることは間違いありませんでしょうか。	そのとおりです。
20	公募要項8(4)	暴力団関係の誓約書「様式11」についての記載が見当たらず、提出はJVの場合、各構成員がそれぞれ提出という理解でよろしかったでしょうか。	公募要項8(4)にあるとおり、最優秀提案事業者に決定後、契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書(様式11)を提出いただきます。JVの場合は各構成員からそれぞれご提出いただきます。